

別紙 4 令和 8 年度那覇市 LRT 需要予測検討業務に関する プロポーザル審査要領

(目的)

第 1 条 令和 8 年度那覇市 LRT 需要予測検討業務（以下「本業務」という。）における優先交渉権者を選定するために必要な事項を定める。

(審査機関)

第 2 条 本業務の受注者の選定は、LRT 導入に関する業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和 3 年 4 月 27 日施行）第 3 条の規定に基づき設置された LRT 導入に関する業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において行う。

(審査方法及び評価基準)

第 3 条 事務局は、本業務に関するプロポーザル募集要領により提出された「参加表明書等」により、参加者の参加資格を確認する。

2 事務局は、「参加表明書等」について書類審査により審査する。審査項目及び配点などの評価基準については、別表 1 「評価基準表（事務局）」の B 項目のとおりとする。

3 「参加表明書等」の提出者が 5 者以上となる場合は、前項の審査により、原則として上位 4 者を提案者として選定する。

なお、各項目の合計が同点となった場合は、「配置予定技術者の業務実績」の配点が高い提案者を選定するものとし、「配置予定技術者の業務実績」が同点となった場合は、「管理技術者」の配点が高い提案者とする。「管理技術者」の配点が高点となった場合は、事務局にて協議し、提案者を選定する。

4 事務局は、提案者により提出された「企画提案書等」について書類審査により審査する。審査項目及び配点などの評価基準については別表 1 「評価基準表（事務局）」の A 項目のとおりとする。

5 委員は、「企画提案書等」について書類審査とプレゼンテーション審査により審査する。審査項目及び配点等の評価基準については別表 2 「評価基準表（委員）」のとおりとする。

(採点及び集計)

第 4 条 事務局は、提出書類より、前条第 2 項の審査結果を「評価判定シート」に記入する。「評価判定シート」は、プレゼンテーション審査の前に各委員へ配布する。

2 各委員は、提出書類と応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容から、前条第 4 項の評価基準に基づき審査を行い、「評価判定シート」に記入する。

3 各委員は、2 者以上の応募者が同じ評価点とならないように採点するとともに、評価点の合計の高い順に応募者の順位を決定する。各委員の評価点には、書類審査による事務局の評価点を含めるものとする。

4 事務局は、各委員の採点が終了した後に「評価判定シート」を回収し、各委員の評価点

及び順位を「評価判定集計表」に記載する。

- 5 委員長は、「評価判定集計表」の記載内容に間違いがないことを確認し、委員の同意を得て選定結果を確定する。委員長は、選定結果の確定後、「評価判定集計表」へ署名する。

(優先交渉権者)

第5条 優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定する。

- (1) 審査の結果、順位を第1位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い応募者を次点者に選定する。第3位以降の選定も同様とする。
- (2) 上記(1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2者以上ある場合は、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 上記(2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の応募者数2者以上ある場合は、当該応募者順位を第1位とした委員の当該応募者に係る評価点の合計点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。
- (4) 上記(1)から(3)によっても順位が決しない場合は、審査会において協議し、優先交渉権者を選定する。
- (5) 応募が1業者の場合、審査の実施の上、各委員の合意でもって優先交渉権者とする。
- (6) 上記(1)から(5)にかかわらず、出席した委員の評価点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。なお、審査の結果により、優先交渉権者、次点者の両方又は次点者について、該当なしとする場合がある。

(審査)

第6条 審査(プレゼンテーション審査)は、応募者毎に行うものとし、審査の順番は、提出書類の受付順とする。

- 2 審査は、応募者毎に応募者によるプレゼンテーション15分、質疑応答10分及び採点5分で進行する。

(選定結果の公表)

第7条 選定結果については、優先交渉権者及び次点交渉権者の名称と本受注者選定プロポーザルへの応募者数等を、那覇市都市みらい部都市計画課ホームページに掲載する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、優先交渉権者等を選定するために必要な事項は委員長が別に定める。

別表1（第3条関係） 「評価基準表（事務局）」

評価項目		評価内容		配点		
A	B	代表構成員の業務実績		平成28年度から公告日までに受注した同種・類似業務の実績。 ・同種業務：業務実績は2件以内とする。 配点は、5（点/件）とする。 ・類似業務：業務実績は3件以内とする。 配点は、2（点/件）とする。 上限は10点とする。	10	
		代表構成員以外の構成員の業務実績		平成28年度から公告日までに受注した業務実績。 ・業務実績は2件以内とする。 配点は、2（点/件）とする。	4	
		配置予定技術者の業務実績	管理技術者	同種・類似業務	平成28年度から公告日までに受注した同種・類似業務の実績。 ・同種業務：業務実績は2件以内とする。 配点は、5（点/件）とする。 ・類似業務：業務実績は3件以内とする。 配点は、2（点/件）とする。 上限は10点とする。	10
			照査技術者	同種・類似業務	平成28年度から公告日までに受注した同種・類似業務の実績。 ・同種業務：業務実績は2件以内とする。 配点は、2（点/件）とする。 ・類似業務：業務実績は2件以内とする。 配点は、1（点/件）とする。 上限は3点とする。	3
	見積書		費用内訳書の適格性及び金額を評価する。 62,931,000円～56,637,901円 1点 56,637,900円～50,344,801円 2点 50,344,800円以下 3点 ※本業務の総額（税込み）		3	
合計（30点満点）				30		

【代表構成員】

同種業務：新たな公共交通システム導入に関する交通需要予測業務

（LRT、BRTなど、新たな公共交通システムの導入可能性調査、基本計画等策定、または都市圏全体の交通施策の方向性を定めるマスタープランの策定・改訂における四段階推計法による需要予測を含む業務。）

類似業務：道路網整備または駅、港、空港等の大規模交通結節点に関する交通需要予測業務。

【代表構成員以外の構成員】

業務実績：都市交通または都市計画に関する計画策定業務

（都市交通マスタープラン、総合交通戦略、地域公共交通計画、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、区域マスタープランなど）

別表2（第3条関係） 「評価基準表（委員）」

評価項目		評価内容及び視点	配点
業務理解度	a	「業務実施方針」について、業務の背景や目的及び内容を的確に捉えているかを評価する。	4
実施手順	b	「業務スケジュール及び業務フロー」について、業務遂行における着眼点、コントロールポイント等が整理され、効果的なプロセスとなっているかを評価する。	3
実施体制	c	「業務の実施体制」について、業務を円滑、効果的に進める体制となっているかを評価する。	3
企画提案	d	「需要予測の条件設定（関係機関との意見交換）」について、関連計画・調査との整合性、関係機関との調整事項が適切に整理されているかを評価する。	10
	e	「需要予測の条件設定（需要予測用ゾーンの設定～LRT利用意向に関する調査の設計）」について、需要予測に必要なデータの収集・分析・設定方法が適切に整理されているかを評価する。	15
	f	「需要予測モデルの検討」について、モデルの妥当性や現況再現性が考慮されているかを評価する。	10
	g	「その他効果の整理・検討」について、LRT導入の多面的な効果が網羅的かつ客観的に整理されているかを評価する。	10
	h	「本業務の完成度を高めるための提案」について、効果的で実現性があり、本業務の完成度を高める独自の提案となっているかを評価する。	5
小計			60
プレゼンテーション		<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるかを評価する。 ・質疑に対する的確な応答であるかを評価する。 	5
専門能力 ・ 取組意欲		<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する高度な知見や専門性、取組意欲等を評価する。 	5
小計			10
合計（70点満点）			70